

排出ガス低減性能向上改造認定実施要領（案）等について

1. 背景

国土交通大臣は、一般消費者の選択を通じ排出ガス低減性能の高い自動車の普及を促進することを目的として、「自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程」（平成11年運輸省告示第600号）を告示し、自動車の排出ガス低減性能に関する評価及び公表（以下「低排出ガス認定」という。）を実施しているところです。

昨今、排出ガス低減性能の向上を目的として、ディーゼル車を改造したCNG車等が普及しておりますが、低排出ガス認定は、自動車等の型式指定審査時に確定される排出ガス諸元値に基づき行われるため、型式指定審査を受けないこれら改造自動車は、排出ガス諸元値を確定させることができず、低排出ガス認定を受けることができません。

このため、自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造について国土交通大臣が認定し、もって、これら改造自動車の排出ガス諸元値を確定させる制度を新たに創設することを予定しております。

2. 制度の概要（案）

1. 題名

題名は、「自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程第二条の評価を受けるために行う自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」とする予定です。

2. 目的

自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成11年運輸省告示第600号）第2条の評価を受けるために行う自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造であって、燃料の種別を変更させるものを認定することを目的とする旨を規定する予定です。

3. 排出ガス低減性能向上改造の認定

国土交通大臣は、次に掲げる者の申請により、自動車（普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除きます。）の排出ガス低減性能を向上させる改造（以下「低減性能向上改造」といいます。）に関する評価を実施し、排出ガス低減性能が向上すると認められるものを認定することとする予定です。

- ① 低減性能向上改造を行う者（外国において低減性能向上改造を行う者を含みます。）
- ② 低減性能向上改造を行う者から当該低減性能向上改造後の自動車を購入す

る契約を締結している者であって当該自動車を販売するもの（外国において低減性能向上改造を行う者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出するものを含みます。）

4. 認定の対象とする改造

認定の対象とする改造は、自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程第2条の評価を受けるために行う改造であって、次のいずれにも該当するものとする予定です。

- ① 型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車のうち、次に掲げるものについて行う改造であること。
 - イ 新規登録を受けたことがない自動車
 - ロ 車両番号の指定を受けたことがない検査対象軽自動車
- ② 次に掲げる装置のいずれかを改造するものであること。
 - イ 原動機
 - ロ 燃料装置
- ③ 燃料の種別を、次のいずれかに変更する改造であること。
 - イ 軽油
 - ロ ガソリン
 - ハ 液化石油ガス
 - ニ 圧縮天然ガス
 - ホ メタノール

※1 イ～ホは、法令等により品質に関する定めがあるものに限ります。

5. 認定の申請

(1) 申請にあたっては、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出することとする予定です。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所
- ② 低減性能向上改造を行う対象自動車の型式
- ③ 低減性能向上改造を行う対象自動車の種別
- ④ 低減性能向上改造を行う対象装置の名称
- ⑤ 低減性能向上改造を行う対象自動車の改造前排出ガス諸元値
- ⑥ 低減性能向上改造後の燃料の種別
- ⑦ 低減性能向上改造により達成しようとする改造後排出ガス諸元値
- ⑧ 低減性能向上改造を実施する工場の名称及び所在地

(2) また、申請書には、次に掲げる書面を添付することとする予定です。

- ① 低減性能向上改造前の対象自動車の構造及び性能であって低減性能向上改造に関するものを記載した書面
- ② 低減性能向上改造後の対象自動車の構造及び性能であって低減性能向上改造に関するものを記載した書面^{※2}

※2 ②の書面としては、公的試験機関が発行する排出ガス性能試験成績書を想定しております。また、今後、公的試験機関が改造車等について発行する排出ガス性能試験成績書には、原則、試験車両の写真を添付することとする予定です。

- ③ 低減性能向上改造により対象自動車の改造後排出ガス諸元値が6. ①及び

- ③に掲げる基準に適合することを説明した書類
- ④ 低減性能向上改造を行う者の名称及び所在地を記載した書面
- ⑤ 低減性能向上改造後の対象自動車の取扱いを説明する書面
- ⑥ 低減性能向上改造後の対象自動車の点検・整備に係る実施要領を記載した書面
- ⑦ 品質管理に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（低減性能向上改造を行う全ての工場が国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合にあつては、それぞれの事業所について、登録されていることを証する書面）
- ⑧ 低減性能向上改造後の対象自動車に基準不適合が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合における報告方法及びその対応方法を記載した書面
- ⑨ 低減性能向上改造を行う者から当該低減性能向上改造後の自動車を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し及び申請を行うことについて、当該低減性能向上改造を行う者が同意したことを証する書面

(3) 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、申請者に対し、認定の審査のために必要な試験の実施、書面の提出及び低減性能向上改造後の対象自動車の提示を求めることができることとする予定です。

6. 認定の基準

国土交通大臣は、認定の申請があつた場合において、当該低減性能向上改造が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、認定を行うこととする予定です。

- ① 低減性能向上改造後の対象自動車が、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 改造後排出ガス諸元値が低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「低排認定告示」といいます。）^{※3}の基準に適合していること。

※3 今年度末までに、低排出ガス車認定実施要領も改正する予定です。

- ロ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第31条第2項及び第3項の基準に適合していること。
- ② 次に掲げる書面が適正に作成されていること。
 - イ 低減性能向上改造後の対象自動車の取扱いを説明する書面
 - ロ 低減性能向上改造後の対象自動車の点検・整備に係る実施要領を記載した書面
 - ハ 低減性能向上改造後の対象自動車に基準不適合が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合における報告方法及びその対応方法を記載した書面
- ③ 当該低減性能向上改造後、低排認定告示第4条に掲げる耐久走行距離に達するまで、5.(2)⑥に掲げる点検・整備に係る実施要領に準拠して点検及び整備を行うことにより、改造後排出ガス諸元値を保持できるものであること。
- ④ 当該低減性能向上改造の認定の申請を行う者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

- イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ロ 低減性能向上改造の認定の取消し（低減性能向上改造が行われなくなったことにより取り消された場合を除きます。）を受け、その取消しの日から2年を経過しない者（法人である場合においては、当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含みます。二において同じです。）であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含みます。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人であって、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

7. 意見の聴取

国土交通大臣は、認定の審査のために必要があると認めるときは、学識経験者、自動車製作者等の意見を聴くことができることとする予定です。

8. 通知

- (1) 国土交通大臣は、認定をしたときは、当該低減性能向上改造の認定の申請者に対しその旨を通知することとする予定です。
- (2) 国土交通大臣は、認定をしなかったときは、理由を付してその旨を申請者に通知することとする予定です。

9. 届出等

- (1) 認定を受けた改造の申請者は、次に掲げるところにより、必要に応じて国土交通大臣に届け出ることとする予定です。
 - ① 5.(1)①又は(2)④若しくは⑤に変更があった場合
⇒ 変更後遅滞なく、その旨を記載した届出書を提出
 - ② 5.(2)②又は③に軽微な変更（明らかに基準適合性が確保される変更に限る）があった場合
⇒ 変更後遅滞なく、その旨を記載した届出書を提出
 - ③ 認定を受けた低減性能向上改造をやめた場合
⇒ 改造をやめた日から30日以内
- (2) 5.(1)①に係る変更届が提出された場合には、国土交通大臣は、その旨を公表するものとする予定です。

10. 変更の承認

- (1) 認定を受けた改造の申請者は、申請書又は添付書類の記載事項を変更（変更届出に該当するものを除きます。）するときは、変更申請書及び当該変更に関する資料を国土交通大臣に提出し、承認を受けなければならないこととする予定です。
- (2) 国土交通大臣は、変更後の低減性能向上改造が、認定基準を満たす場合には、変更の承認を行うこととする予定です。
- (3) 5.(3)、7. 及び8. の規定は変更の承認について準用する予定です。

1.1. 基準不適合が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合の対応

- (1) 認定を受けた改造の申請者は、低減性能向上改造により基準不適合が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合には、次に掲げる事項を速やかに国土交通大臣に報告し、かつ、必要な改善措置を講じなければならないこととする予定です。
 - ① 低減性能向上改造を行う対象自動車の型式
 - ② 基準不適合が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる低減性能向上改造の状況及びその原因
 - ③ 改善措置の内容
 - ④ ①から③までに掲げる事項について、低減性能向上改造後の対象自動車の使用者等に周知するための措置
- (2) 国土交通大臣は、(1)の報告内容が安全の確保又は環境の保全の観点から支障があると認める場合は、その情報を公表するものとする予定です。

1.2. 品質の確保

- (1) 認定を受けた改造の申請者は、認定を受けた低減性能向上改造を行った対象自動車が6. ①及び③に規定する基準に適合するようにしなければならないこととする予定です。この場合において、認定を受けた改造の申請者は、当該低減性能向上改造後の対象自動車が均一性を有するようにするため50台に1台の割合で排出ガス試験を実施し、6. ①に規定する性能を有することを確認しなければならないこととします。ただし、認定をうけた低減性能向上改造を行う全ての工場が国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合はこの限りではありません。
- (2) 認定を受けた改造の申請者は、前項の排出ガス試験結果を1年間保存しなければならないこととします。
- (3) 認定を受けた低減性能向上改造は、次に掲げる基準に適合するように行われなければならないこととします。
 - ① 認定を受けた改造の申請者の適切な管理の下に行われること。
 - ② 認定を受けた改造の申請者の適切な管理の下、認定を受けた低減性能向上改造を行った者により、当該低減性能向上改造後の自動車の使用者に対し低減性能向上改造証明書が交付されること。

1.3. 資料提出の求め

- (1) 国土交通大臣は、当該告示の目的を達成するために必要があると認めるときは、認定を受けた改造の申請者に対して、低減性能向上改造に係る業務に関し必要な資料の提出を求めることができることとする予定です。
- (2) 国土交通大臣は、前項の規定により提出された資料により当該低減性能向上改造について安全の確保又は環境の保全の観点から支障があると認める場合は、その情報を公表することとする予定です。

1.4. 認定の取消し

- (1) 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、認定を取り消すことができることとする予定です。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された装置について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができることと

します。

- ① 低減性能向上改造が行われなくなったとき。
 - ② 5.(1)の申請書、5.(2)の添付書類、13の資料その他国土交通大臣に提出された資料の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。
 - ③ 9.(1)又は10.(1)の規定に違反したことが明らかとなったとき。
 - ④ 11.(1)の場合において、認定を受けた改造の申請者が、国土交通大臣への報告を行わず、又は、必要な改善措置を講じなかったとき。
 - ⑤ 認定を受けた改造の申請者が、正当な理由がなく、13.(1)の資料の提出の求めに応じなかったとき。
 - ⑥ 低減性能向上改造が6.及び12.の規定に適合していないことが明らかになったと認めるとき。
- (2)国土交通大臣は、前項の規定により、認定の取消しを行った場合には、その旨を公表するとともに、認定を受けた改造の申請者に対してその旨を通知することとする予定です。

15. 書類の提出

この告示の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書は、提出者の住所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出することとする予定です。

2. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 平成19年2月

以 上